
プロジェクト 企業会計基準諮問会議からの報告**項目 第 52 回企業会計基準諮問会議（2024 年 11 月 29 日開催）に関する報告**

企業会計基準諮問会議議長による報告

1. 2024 年 11 月 29 日に開催された第 52 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）について、下記のとおり報告いたします。

記

テーマ提言について

2. 前回第 51 回基準諮問会議（2024 年 7 月 24 日開催）以前に新規のテーマとして提案されたテーマの状況は次のとおりです。

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）において、新規のテーマとして提案された株式報酬に関する(1)から(3)のテーマについて、まず(1)に関するテーマ評価を進めていますが、前回の基準諮問会議以降、テーマ評価に関する追加の報告はありません。

- (1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発
 - (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発
 - (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発
3. 今回、第 52 回基準諮問会議で新規のテーマとして提案されたテーマの状況は次のとおりです。

譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社（以下「SPC」という。）の場合には、当該 SPC が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の認識の要件を適用するとされており、テーマ提案者から、SPC に対して貸付が行われている場合の当該要件の適用の明確化が提案されました。

本件については、「証券」に対する消滅の認識の要件の取扱いを貸付金に類推適用できるかについて、様々な考え方があるのではないかと、また、本件は必ずしも金融機関に限られない広範な影響がある可能性があるとの指摘が聞かれ、会計基準の開発により当該要件の適用の明確化が必要と考えられたため、本テーマを企業会計基準委員会に提言することとされました。

4. 以上の議論に関して基準諮問会議において聞かれた意見については審議事項(1)参考資料1をご覧ください。

企業会計基準委員会の活動状況について

5. 貴委員会の最近の活動状況について、ご説明いただいたうえで質疑応答を行いました。基準諮問会議において聞かれた意見については審議事項(1)参考資料2をご覧ください。貴委員会の活動のご参考としてください。

以 上